

バングラデシュ人民共和国

特許意匠法

2003 年法律第 15 号により改正された 1911 年法律第 2 号

2003 年 5 月 13 日施行

目次

序

第 1 条 略称、適用地域及び施行日

第 2 条 定義

第 I 章 特許

特許の出願及び付与

第 3 条 出願

第 4 条 明細書

第 4A 条 完全な明細書の提出期間

第 4B 条 暫定保護

第 5 条 出願手続き

第 6 条 出願受理の公告

第 7 条 出願受理の効果

第 8 条 [廃止]

第 9 条 特許付与に対する異義申立て

第 10 条 特許の付与及び公印

第 11 条 特許日

第 12 条 特許の効果、範囲及び形式

第 13 条 特許の不正出願

第 13A 条 同系の発明に対する単一特許

特許の存続期間

第 14 条 特許の存続期間

第 15 条 特許の存続期間の延長

第 15A 条 追加特許

第 16 条 消滅特許の回復

願書又は明細書の補正

第 17 条 登録官による願書又は明細書の補正

第 18 条 裁判所による明細書の補正

第 19 条 損害回復に係る制約

特許の登録

第 20 条 特許の登録

政府

第 21 条 政府に対する特許の拘束力

第 21A 条 政府に対する特許の譲渡

強制実施権及び取消し

第 22 条 強制実施権及び取消し

第 23 条 バングラデシュ国外で機能する特許の取消し

第 23A 条 第 22 条又は第 23 条に基づく命令の運用

第 24 条 放棄特許を取り消すことのできる登録官の権限

第 25 条 公共の理由に基づく特許の取消し

法的手続き

第 26 条 特許取消しを求める請願書

第 27 条 関係人への訴訟手続き通知

第 28 条 他の裁判所における審理の枠組み

第 29 条 特許侵害訴訟

第 30 条 善意の侵害者に対する損害賠償責任の免除

第 31 条 訴訟における閲覧等の命令

第 32 条 争われた有効性の認定及びその費用

第 33 条 登録官への判決及び命令の送達

第 34 条 [削除]

第 35 条 裁判所補佐人を伴う審問

第 35A 条 特定の請求に関する救済の付与

第 36 条 理由なく法的手続きの脅しを受ける場合の救済

雑則

第 37 条 2 名以上の者に対する特許の付与

第 38 条 発明の公共利用又は公知

第 38A 条 不一致

第 39 条 特許証の紛失又は破損

- 第 40 条 博覧会及び学会発表に係る規定
- 第 41 条 バングラデシュ国立博物館に提供すべきひな型
- 第 42 条 バングラデシュ領海内の外国船舶

第 II 章 意匠

意匠登録

- 第 43 条 意匠登録出願
- 第 44 条 新規区分への意匠登録
- 第 45 条 登録証
- 第 46 条 意匠登録簿

登録意匠の意匠権

- 第 47 条 登録に基づく意匠権
- 第 48 条 販売引渡し前の要件
- 第 49 条 意匠権に係る開示の影響
- 第 50 条 登録意匠の閲覧
- 第 51 条 意匠権の存在に係る情報
- 第 51A 条 登録の取消し
- 第 51B 条 政府を拘束する意匠登録

産業博覧会及び国際博覧会

- 第 52 条 博覧会に係る規定

法的手続き

- 第 53 条 登録意匠権の侵害
- 第 54 条 特許及び意匠に係る本法における特定の規定の適用

第 III 章 総則

意匠登録、特許意匠商標庁及び同庁における法的手続き

- 第 55 条 国の登録官等の指名
- 第 56 条 [削除]

手数料

第 57 条 手数料

特許意匠商標庁の登録簿及びその他文書に係る規定

第 58 条 登録簿に記載されない信託の通知

第 59 条 登録簿の閲覧及び抄本

第 59A 条 特許に係る情報

第 60 条 登録官報告の秘匿特権

第 61 条 出願が放棄された場合等の明細書、図面等の公開禁止

第 62 条 誤記を訂正する登録官の権限

第 63 条 譲渡及び移転の登録簿への登録

第 64 条 登録簿の訂正

登録官の権限及び義務

第 65 条 本法に基づく手続きにおける登録官の権限

第 66 条 特許発明の公開

第 67 条 登録官による裁量権の行使

第 68 条 政府の指示を受ける登録官の権限

第 69 条 特定の場合における特許付与等の拒絶

第 70 条 政府への不服申立て

証拠等

第 70A 条 登録官に提出する証拠

第 71 条 証拠となる登録官の証明

第 71A 条 特許意匠商標庁における書証

第 72 条 明細書等の謄本の回付及びその閲覧

第 73 条 郵送による出願及び通知

第 74 条 未成年者、心神喪失者等による陳述

第 74A 条 費用の担保

代理

第 75 条 特定の文書の署名及び証明

第 76 条 代理

政府の権限等

第 77 条 政府の規則制定権

違法行為

第 78 条 特許意匠商標庁という語の不法な使用

連合王国及び英連邦内の他の領域との相互協定

第 78A 条 連合王国及び英連邦内の他の領域との相互協定

除外及び廃止

第 79 条 権利の除外

第 80 条 [廃止]

第 81 条 [廃止]

序

第1条 略称、適用地域及び施行日

- (1) 本法は1911年特許意匠法という。
- (2) 本法はバングラデシュ国の全土に及ぶ。
- (3) 本法は1912年1月1日から施行する。

第2条 定義

本法において、主題又は文脈に矛盾がない限り、

- (1) 「法務長官」とは、バングラデシュの法務長官をいう。
- (2) 「物品」とは、(意匠に関して)製造品及び人工の若しくは天然の物質又は部分的に人工の若しくは天然の物質をいう。
- (3) [削除]
- (4) 「意匠権」とは、意匠が登録された任意の区分の物品に意匠を応用する排他的権利をいう。
- (5) 「意匠」とは、手作業であるか、機械的又は化学的であるか、若しくは分離又は結合であるかを問わず工業的過程又は手段により物品に応用される形状、配置、模様若しくは装飾の特徴であって、完成品において視覚に訴えかつ視認のみにより判断されるものをいう。これには、建築の様式若しくは原理又は実質的に単なる機械的装置であるものを含まず、また、刑法第478条に定める商標又は同法第479条に定める財産権を示す標章を含まない。
- (6) 「地方裁判所」とは、1908年民事訴訟法により付与される意味を有する。
- (7) [中心法令(1960年成文法改正条例)(1960年条例第21号)により削除]
- (8) 「発明」とは、新規な製造に係る一切の態様をいい、改良及び発明であると主張されるものを含む。
- (9) 「法定代理人」とは、死亡者の遺産を法律に基づいて代理する者をいう。
- (10) 「製造」とは、物品を生産、作成又は機能させる技術、工程又は方法を含み、さらに製造により作成又は生産される物品を含む。
- (11) 「特許」とは、本法の規定により付与される特許をいう。
- (12) 「特許権者」とは、当該特許を付与された者又は専有権者として、本法により管理される特許登録簿に現在記載されている者をいう。
- (13) 「所定の」とは、本法に基づく規定により定められたものをいう。
- (14) 「新規又は独自の意匠専有権者」とは、次に掲げる各号に定める者をいう。
 - (a) 当該意匠の創作者が善良約因をもって他の者のためにその作品を創作する場合、当該意匠がその者のためにそのように創作される、その者をいう。
 - (b) 当該意匠、又は当該意匠を任意の物品に応用する権利を、その他の者と排他的であると否とを問わず取得する場合、当該意匠又は権利がそのような態様で取得される限り、かつその範囲において、当該意匠又は権利をそのように求めた者をいう。
 - (c) その他の場合は、当該意匠の創作者をいう。また、当該意匠に係る権利、又は当該意匠の出願権が原専有権者から他の者に移転した場合は、その者を含む。
- (15) 「登録官」とは、本法の第55条(1)に基づき任命される特許、意匠及び商標の登録

官をいう。

第I章 特許

特許の出願及び付与

第3条 出願

- (1) 特許出願は、バングラデシュの国民であると否とを問わず、また、単独であると他の者と共同であるとを問わず、何人も行うことができる。
- (2) 出願は所定の様式で行われなければならない、所定の方式で特許意匠商標庁に提出しなければならない。
- (3) 願書には、出願人は発明を把握している旨の宣言を記載しなければならない、当該宣言において、当該出願人、又は共同出願の場合は出願人の中の少なくとも一人が、真正かつ最先の発明者である旨、又は当該発明者の法定代理人若しくは譲受人である旨、及び、発明者のために特許取得を希望する旨を主張し、仮明細書又は完全な明細書と所定の手数料を添えなければならない。
- (4) 真正かつ最先の発明者が出願の当事者ではない場合、願書において、当事者の氏名及び身分に関する所定の詳細を記載しなければならない、出願人は自分が当該発明者の法的な代理人又は譲受人であることを示さねばならない。

第4条 明細書

- (1) 仮明細書には発明の本質を記載しなければならない。
- (2) 完全な明細書は発明の本質及び発明が実現される方法を具体的に記載及び確定しなければならない。
- (3) 明細書は、仮であると完全であるとを問わず、冒頭に名称を記載しなければならない、完全な明細書の場合は、最後に、請求される発明の明確な明細を記載しなければならない。
- (4) 登録官は、望ましいと考える場合、出願受理前の何時においても適切な図面の提出を求めることができ、当該図面は完全な明細書の一部を構成するものとみなされる。
- (5) 登録官が特定の事案において、ある出願が、当該発明を説明する又は発明を構成すると主張される何らかの模型又は見本によってさらに補足されるべきであると考えられる場合、登録官が求めることのできる模型又は見本を出願受理前に提出するものとするが、当該模型又は見本は明細書の一部を構成するものとはみなされない。
- (6) 登録官は、完全な明細書であることを意図した明細書が願書に添付されている場合、出願人の要請があれば、その明細書を仮明細書として取扱い、しかるべく当該出願の審査を進めることができる。

第4A条 完全な明細書の提出期間

- (1) 出願人が出願時に完全な明細書を提出しない場合、出願の日から9月以内の任意の時にこれを提出することができる。
- 但し、この9月の期間は、出願人が登録官に対してなす要請において特定する、出願の日から10月以内の範囲で延長されるものとするが、当該要請が行われ、かつ、特定された当該期間内に所定の手数料が支払われる限りにおいてとする。

(2) 完全な明細書が第(1)項により認められた期間内に提出されない場合、当該出願は出願の日から10月の期間が満了した時点で放棄されたものとみなされる。

第4B条 暫定保護

(1) 発明は、特許出願の日から、出願された特許を付与する公印が付される日までの期間にわたり、その特許を毀損することなく使用し公開することができ、使用及び公開によって生ずる結果から保護することを、本法では暫定保護という。

(2) 本条において「特許出願の日」という表現は、本法に基づき実際より後の又は先の日付が記入された出願については、当該出願がそのように実際より後の又は先の日付で記入された日をいい、その他の出願については、実際に出願が行われた日をいう。

第5条 出願手続き

(1) 登録官は、完全な明細書が提出されたあらゆる出願につき審査官へ付託するものとし、次に掲げる(a)から(h)の各号に該当する旨が審査官報告書において報告される場合、登録官は、出願の受理を拒否すること、又は、出願審査を行う前に、願書、明細書若しくは図面の補正を求めることができ、後者の場合、登録官がそのように命ずるとき、出願の日付は当該補正の要件が満たされた日とする。

(a) 発明の本質又は実施方法が、完全な明細書中に具体的に記述されておらず、確認されないとき。

(b) 願書、明細書及び図面が所定の方式で作成されていないとき。

(c) 明細書の名称は発明の要旨を十分に示していないとき。

(d) 請求項の記載は発明を十分に定義していないとき。又は、

(dd) 完全な明細書が仮明細書の後に提出された場合、完全な明細書に具体的に記載された発明が仮明細書の記載と本質的に同一ではないとき。

(e) 記載され請求されている発明が一見して新規の製造又は改良の方法ではない。

(f) 明細書が2以上の発明に係わるものであるとき。又は、

(g) 第78A条により優先権を主張する出願の場合、優先権主張の基礎とされているパングラデシュ国外で行われた出願において提出された明細書で開示されている発明より本質的に広い、又は本質的に異なる発明が明細書に記載され請求されているとき。又は、

(h) 第15A条による特許追加出願の場合、明細書に記載され請求される発明が原明細書に記載され請求される発明の改良又は修正ではないとき。

ただし、明細書が2以上の発明から成る場合、当該出願は、登録官又は出願人がそのように求めるとき、1発明に限定されるものとし、その他の発明は新規出願の対象とすることができる。当該新規出願は実質的な出願として手続きを進め、原出願が受理される前に行われるこのような新規出願につき、原出願の日又は自己が定めるそれ以降の日付を付すよう登録官は自己の裁量において指示することができ、当該新規出願は、本法の適用上、当該指示に従い付与された日付に出願されたものとみなされる。

ただし、さらに、完全な明細書が仮明細書の後に提出された場合、登録官は、出願人がそのように求めれば、仮明細書を取り消し、出願は完全な明細書が提出された日付に行われたとみなすよう命じることができ、そのように当該出願の手続きを進めることができる。

(1A) 登録官が、出願受理前の何時においても、当該出願に係る特許が付与されたならば付されるであろう出願の日付以降に公開された他の明細書であって、その特許が付与された場合の出願日が、当該出願に係る特許登録日より先日付となる他の出願に係るものにおいて、当該出願により請求される発明の全部又は一部が請求されていると考える場合、登録官は、出願人の明細書につき、当該その他の明細書への参照を挿入する補正を行うよう公示の方法で求めることができる。

(2) 登録官が出願の受理を却下し、又は補正若しくは参照の挿入を求める場合、出願人は自らの判断により政府に不服を申し立てることができる。

(3) 本条により求められる調査はいかなる意味でもいずれの特許の有効性をも保証するために行われるものではなく、当該調査又はそのための手続きを理由として、又はそれらに関連して、政府又はいかなる職員も何ら賠償責任を負うものではない。

(4) 出願が出願の日から 18 月以内に受理されない場合、当該出願は(不服申立てが行われている場合を除き)却下されたものとみなされる。

ただし、18 月の当該期間満了前又は満了後 3 月以内に登録官に対して期間延長の請求が行われ、所定の手数料が支払われると、当該出願は 18 月の当該期間満了から通算 3 月を超えない限度でそのように請求された期間にわたり継続される。

第 6 条 出願受理の公告

出願が受理されると、登録官は出願人にその旨を通知し、受理を公告するとともに、願書及び明細書は(もしあれば)図面を添えて公衆の閲覧に供される。

第 7 条 出願受理の効果

出願の受理から、当該出願に係る特許証に公印が付与される日まで、又は公印が付与される期間が満了するまで、出願人は当該発明に係る特許出願が受理された日に公印を付与されたと同様の特権及び権利を有する。

ただし、出願人は、特許証に公印が付与されるまで侵害訴訟を提起する権利は有しない。

第 8 条 [廃止]

[1930 年インド特許意匠(改正)法(1930 年法律第 7 号)第 4 条により廃止]

第 9 条 特許付与に対する異義申立て

(1) 何人も、出願受理の公告日から 4 月以内の何時でも、所定の手数料を支払い、次に掲げる事由により当該公告に係る特許を付与することに対する異義申立てを特許意匠商標庁に通知することができる。ただし、下記以外の申立て理由は認められない。

(a) 出願人は当該発明を申立人から、又は申立人が法定代理人である者又は申立人が譲渡をなした者から取得したこと。又は、

(b) 当該発明は、異義が申し立てられている当該特許の付与日以前にバングラデシュ国内で提出されたか、提出される明細書において請求されていること。

(c) 発明の本質又は実施方法が十分に又は正確に記載されておらず、完全な明細書において確認されていないこと。又は、

(d) 当該発明はバングラデシュ国内の領域において公に使用されているか、又はバング

ラデシュ国内の領域において公に知られていること。

(e) 完全な明細書は仮明細書に記載された以外の発明を記載し又は請求していること、及び、当該その他の発明が、異議申立人が行った、付与されると当該出願の日と当該完全な明細書が提出された日との両日の間における日付が付される特許に係る出願の対象であるか、又は、当該両日の間にバングラデシュ国内で発行される何らかの刊行物により公衆に利用可能となっていること。

(2) 前項の通知が行われた場合、登録官は出願人にその異議申立てを通知し、聴聞の希望があれば出願人と異議申立人を聴聞した後 4 月満了時にその事案を査定する。

(3) 登録官の査定は政府に対する不服申立ての対象となる。

第 10 条 特許の付与及び公印

(1) 異議が無い場合、又は異議があった場合は特許付与を支持する決定がなされると、特許は、所定の手数料が支払われ次第、政府が目的に適うと考える条件(もしあれば)を付して、当該出願人又は、共同出願の場合、共同出願人に対して付与され、登録官は当該特許に特許意匠商標庁の公印を付与させる。

(1A) 第(1)項の規定にかかわらず、

(a) 出願人が、自己に対する特許の付与に関し、当該特許を他の当事者又は共同出願人に譲渡することを書面で合意しており、出願の手続きを進めることを拒否するとき、又は、

(b) 出願の手続きを進めることにつき共同出願人の間で紛争が生ずるとき、登録官は、かかる合意が存在するとの心証を得るか、又はその他の場合で単独の又は複数の共同出願人だけで続行することが認められるべきとの心証を得る場合、そのような他の当事者又は単独の若しくはは複数の共同出願人がしかるべく出願を進めることができるよう、かつ、場合に応じて、その者(ら)に特許を付与するよう指示することができる。

ただし、次に掲げる事項を条件とする。

(i) 特許意匠商標庁長官はすべての利害関係人が同長官による聴聞の機会を得るまで当該指示は与えず、

(ii) 当該指示に対する不服申立ては政府に行う。

(2) 特許は、できる限り速やかに、出願の日から 24 月の期間内に公印を付与される。

ただし、次に掲げる各号を条件とする。

(a) 登録官が、出願を受理できる期間の延長を認めた場合、特許への公印付与には、当該 24 月の後にさらに 4 月の延長期間が認められる。

(b) 公印付与が、政府への不服申立て、又は当該特許付与に対する異議申立て、又は第(1A)項の規定に基づく登録官の指示を得るため取られた手続き、又は登録官が、その時点で施行されているその他の何らかの法令により当該登録官に付与された権限の行使にあたり、出願に関連する何らかの行為を懈怠若しくは遅延したために遅延した場合、当該特許は登録官が指示する時に公印を付与されることができる。

(c) 当該特許が、当該特許への公印付与に認められた期間が経過するまでに死亡した出願人の法定代理人に付与される場合、当該特許は、出願人の死亡日後 12 月以内の任意の日、又はそれ以降で登録官が適切と考える日に公印が付与される。

(d) 何らかの理由で、本条前3項の規定のいずれかにより認められた期間内に特許の公印を付与できない場合、その期間は、所定の手数料納付及び前記所定の条件の遵守を条件として3月を超えない請求された限度で延長することができる。

第11条 特許日

本法に別段の明示的定めがない限り、特許は出願の日付で公印が付与される。
ただし、出願の受理公告以前になされた侵害に関する法的手続は取られないものとする。

第12条 特許の効果、範囲及び形式

(1) 特許意匠商標庁の公印が付与された特許は、本法の他の規定を条件として、特許権者に対し、バングラデシュ全土において発明を生産、販売及び使用し、それらの行為を他の者に許諾する排他的権利を与える。

(2) すべての特許は所定の形式で、単一の発明に限って付与されるが、明細書には2以上の請求項目を記載することができ、何人であれ、当該特許が2以上の発明に対して付与されたという理由に基づき訴訟その他の法的手続において当該特許に異義を申し立てる適格を有しない。

第13条 特許の不正出願

(1) 真正かつ最先の発明者又はその法定代理人若しくは譲受人に付与される特許権は、その者を詐害する目的の出願、若しくはその出願によって得られた保護、又は特許権による保護期間中に不正になされた出願の後における発明の使用又は公開によって無効とされるものではない。

特許が真正かつ最先の発明者を詐害する目的で取得されたことを理由として高等裁判所により取り消された、又は特許の付与が第9条(1)項(a)号に定める理由で第9条に基づき登録官により拒絶された場合、登録官は、本法の規定に従い真正の発明者又はその法定代理人又は譲受人が出願次第、当該発明の全部又は一部について特許を付与することができ、そのように付与された特許の日付はその特許が取り消されたと同じ日付、又は付与が拒絶された特許の場合は、その特許が付与されていたならその特許に付されていたであろう日付とする。

ただし、そのように付与される特許に対し、当該特許が付与された実際の日付以前になされた侵害について訴訟は提起されないものとする。

第13A条 同系の発明に対する単一特許

(1) 同一出願人が他の発明と同一の淵源によるか、又は他の発明を修正した発明について2以上の仮明細書を提出し、それにより同時に仮の保護を取得した場合であって、かつ、登録官が、かかる2発明の全体が単一の発明を構成するものであり単一の特許に適正に記載することができるの見解であるとき、登録官は、当該出願の全体について単一の完全な明細書を認め、これに単一の特許を付与することができる。

(2) 前項の特許は、当該出願の最先の日付を付与されるものとするが、その日付の有効性を検討し、また本法に基づくその他の問題点を判断するにあたっては、裁判所又は登録官(場合に応じ)が、完全な明細書において請求されるいくつかの事項に関して仮明細

書のそれぞれの日付を考慮するものとする。

特許の存続期間

第 14 条 特許の存続期間

(1) あらゆる特許にその存続期間として限定される期間は、本法に別段の明示的な定めのない限り、特許の日付から 16 年とする。

(1A) 及び(1B) [1973 年バングラデシュ法令(改訂及び布告)法(1973 年法律第 8 号)の第 3 条及び附則 2 により削除]

(2) 特許は、本法のいかなる規定にもかかわらず、特許権者が所定の期間内に所定の手数料の納付を怠る場合、消滅する。

ただし特許権者が、支払い期間満了の前又は満了後 3 月以内に登録官に期間の延長を請求した場合、その特許は、所定の追加手数料の納付を条件に、納付期限満了から起算してそのように請求された通算 3 月以内の期間にわたり継続又は回復(場合に応じ)される。

(3) 所定の期間内に何らかの手数料の納付を怠った後に、かつ、当該納付期間の延長期間前になされた特許の侵害に関し何らかの法的手続きが提起された場合、その法的手続きが係属している裁判所は、適切と考える場合、当該侵害に関しいかなる損害賠償の請求をも却下することができる。

第 15 条 特許の存続期間の延長

(1) 特許権者は政府に請願書を提出し自己の特許期間をさらに延長するよう求めることができるが、当該請願書はその特許が満了するものとして定められている時から遅くとも 6 月以前に特許意匠商標庁に所定の手数料を添えて提出しなければならない。かつ所定の期限内に所定の方法で特許権者が当該請願を広告しなければならない。

(2) 何人も、所定の手数料を納付することにより、その延長に対する異義申立てを所定の期間内に登録官に通知することができる。

(3) 請願書が本条第(1)項により提出された場合、政府は、政府が適正と考えるところに従い、その請願書を自ら処理するか、又は高等裁判所に判断を求めて付託することができる。

(4) 請願書が高等裁判所に付託された場合、付託にともない本条に基づく当該請願の聴聞が行われるにあたり、特許権者及び本条第(2)項に基づき異義申立ての通知を行った者は当該法的手続きの当事者とされ、登録官は出廷して審問される権利を有する。

(5) 政府又は請願書を付託された高等裁判所は、当該請願を検討するにあたり、公衆との関係における当該発明の本質及び長所、その特許について得られる利益、及び当該事案の諸般の事情全てを参酌する。

(6) 政府又は(請願書が付託された場合における)高等裁判所が、その特許は十分に採算が取れていないとの見解であるとき、政府又は高等裁判所(場合に応じ)は、命令によりその特許の期間を 5 年以内、例外的な場合は 10 年以内で、さらに延長するか、又は、新規特許の付与を命じることができ、その期間は当該命令において明示する 10 年以内の期間とし、かつ政府又は高等裁判所(場合に応じ)が適切と考える制限及び条件並びに規定を付すものとする。

第 15A 条 追加特許

(1) 発明の特許が出願され又は付与されている場合であって、かつ出願人又は特許権者(場合に応じ)が当該発明の改良又は修正に関してさらに特許を出願したとき、その追加特許の出願において、存続期間として当該特許に認められる期間を、原特許の存続期間と同一、又は満了までの残存期間と等しくするよう請求することができ、その場合、特許(以下、追加特許という。)は前述のとおり期間で付与される。

(2) 本法に別段の明示的な定めがない限り、追加特許は原発明に係る特許が有効に存続する限りにおいて有効に存続するが、もはや、追加特許に関する手数料を更新のために納付する必要はない。

ただし、原発明の特許が取り消された場合、原発明の特許を取り消した当局がそのように命じるとき、追加特許は独立の特許となり、支払義務を負う手数料及び支払期日が当該特許となった日付で決定されるが、その存続期間は原発明に係る特許が満了していない期間を超えないものとする。

(3) 追加特許の付与は、当該発明が追加特許にふさわしい対象であることの終局的な証拠となり、その特許の有効性は、当該発明が単一の独立した特許の対象であるべきであったとの理由によって争われないものとする。

第 16 条 消滅特許の回復

(1) 特許が、特許権者が所定の期間内に所定の手数料を納付することを怠ったために消滅した場合、特許権者は登録官に対し所定の方式で当該特許の回復を命じるよう請求することができる。

(2) すべての当該請求には、所定の手数料の納付を怠るに至った事情を記載するものとする。

(3) 当該記載により、当該懈怠が意図的ではなかったこと、又は不可避であったこと、及び当該請求を行うにあたり不当な遅延が生じていないと思われる場合、登録官は所定の方式で当該請求を公告するものとし、何人も所定の期間内に特許意匠商標庁に異議申立てを通知することができる。

(4) 当該通知が行われた場合、登録官は出願人にその旨を通知する。

(5) 所定の期間が満了した後、登録官は当該事案を審理し、政府への不服申立てがなければ、望ましいと思われる条件及び制限を付して当該特許を回復させるか、又は請求を却下するかのいずれか一方の命令を発する。

ただし、本条に基づくすべての特許回復命令には、その特許が消滅した後にその特許の対象を利用して可能性のある者を保護するために、所定の規定を挿入するものとする。

願書又は明細書の補正

第 17 条 登録官による願書又は明細書の補正

(1) 出願人又は特許権者は所定の手数料を添えて特許意匠商標庁に書面で随時申請し、願書又は明細書(その一部を成す図面を含む。)を、免責、訂正又は説明の方法による補正を請求することができ、当該請求には、補正案の性質及び理由を記載するものとする。

- (2) 特許出願が受理されていない場合、登録官は補正を許可するかどうか、及びどのような条件(もしあれば)を付すかを査定する。
- (3) その他の場合、請求及び補正案の性質が所定の方式で公告されるものとし、初回公告から3月以内の何時でも、何人も特許意匠商標庁にその補正に対して異議申立てを通知することができる。
- (4) 当該通知が行われた場合、登録官は請求人にその異議申立てを通知し、当該事案につき審査し査定する。
- (5) 異議申立ての通知がなされない場合、又は異議申立ての通知をなした者が出頭しない場合、登録官は当該補正を認めるか否か、及びいかなる条件を(もしあれば)付すかを査定するものとする。
- (6) 登録官の査定はいずれの場合も政府に対する不服申立ての対象となる。
- (7) 補正後の当該願書又は明細書が、補正前の状態の願書又は明細書により請求された発明よりも実質的に広い、又はかかる発明と本質的に異なる発明を請求するものとなるような補正は認められない。
- (8) 補正の許可は、不正行為の場合を除き、認められた補正を行う当事者の権利に関して終局的なものであり、当該補正は所定の方式で公告されるものとし、すべての裁判所で、あらゆる目的において、願書又は明細書の一部を成すものとみなされる。
- (9) 本条は、侵害訴訟又は裁判所における特許の取消し手続きが係属中である場合、かつ係属している限り適用されない。

第18条 裁判所による明細書の補正

特許の侵害訴訟又は裁判所における特許の取消し手続きにおいて、裁判所は、命令により、裁判所が適切と考える方式で、また裁判所が適切と考える費用及び公告等の条件を付して、免責、訂正又は説明による明細書の補正を特許権者に認めることができる。ただし、補正後の明細書が、補正前の状態の明細書により請求された発明よりも実質的に広い、又はかかる発明と本質的に異なる発明を請求するものとなるような補正は認められず、かかる命令に対する請求が裁判所に対しなされた場合、請求が登録官に通知され、登録官は出廷し審問される権利を有する。

第19条 損害回復に係る制約

本法に基づき、免責、訂正又は説明による明細書の補正が認められた場合、特許権者の出願当初の請求は十分な技術と知識をもって誠実に構成されているとの心証を裁判所が得る程度まで特許権者が立証できない限り、補正を認める決定の日以前における当該発明の使用に係るいずれの訴訟においても、損害賠償は認められない。

特許の登録

第20条 特許の登録

(1) 特許意匠商標庁で特許登録簿と称する帳簿が保管され、これに特許権者の名称及び住所、特許の譲渡及び移転の届出、特許に基づく実施権の届出、特許の補正、延長及び取消しの届出、並びに特許の有効性又は専有的権利に影響を与えるその他の所定の事項

が記載される。

(2) 本法の施行時に存在した発明の登録簿及び住所録は、本法に基づき特許登録簿に組み込みその一部を成すものとする。

(3) 特許登録簿は、本法によって同登録簿への挿入が指示され又は認められた事項の一応の証拠となる。

(4) 捺印証書、実施許諾及び一切の特許又は特許に基づく一切の実施許諾に係る専有的権利に影響を与えるその他すべての書類の謄本を特許意匠商標庁へ届け出するため、所定の方法でこれらを登録官に提出しなければならない。

政府

第 21 条 政府に対する特許の拘束力

(1) 本条の他の規定を条件として、特許は、特許が人に対して有すると同様の効力をあらゆる目的において政府に対しても有する。

(2) いずれの政府部門を管理する職員又は当局も、出願後に出願人又は特許権者に通知が行われた後は何時でも、自ら又は代理人、請負人若しくは自ら書面で授権するその他の者により発明を政府の公務のために製造、使用又は実施することができるが、その発明の使用の前又は後に、当該職員又は当局と出願人又は特許権者との間で、政府の承諾を得たうえで合意される条件に基づくか、又は合意に至らないときは、以下に規定する方式で解決できる条件に基づくものとする。出願人又は特許権者と当該職員又は当局以外の何人との間で結ばれた合意又は実施許諾の条件も、政府の公務のための当該発明の生産、使用又は実施に関する限り効力を有しない。

(3) いずれの特許の対象である発明も、特許付与日以前に、政府部門を管理する職員又は当局により、又はそれに代わって書面に適式に記録され、又は審理された(当該発明は、出願人又は特許権者から直接的であると間接的であるとを問わず開示されていない)場合、特許の存在にもかかわらず、当該職員若しくは当局又は代理人、請負人若しくは自ら書面で授権するその他の者は、出願人又は特許権者に通知を出した後、出願人又は特許権者に使用料等の支払いを行うことなく、そのように記録され又は審理された発明を政府の公務のため生産、使用又は実施することができる。その発明を記録する書類又は審理の証拠を出願人又は特許権者(場合に応じ)へ要請に応じ開示することが公共の利益を害すると当該職員又は当局が思料する場合、出願人若しくは特許権者を代理する弁護士、又は相互に合意する独立の専門家に対し内密に開示することができる。

(4) 本条に基づく発明の生産、その使用若しくは実施に関して、又はその条件に関して、又は前述の記録又は審理の存在又は範囲に関して紛争が生じた場合、当該事項は、その判断を求めて高等裁判所へ付託するものとし、同裁判所は、特別の又は公式の裁定人又は仲裁人に対し、これに起因するすべての事項若しくはあらゆる問題点又は事実に関する争点を裁判所が指示する条件に従い審理するよう付託する権限を有するものとする。裁判所、裁定人又は仲裁人(場合に応じ)は、当事者らの同意を得て、特許の有効性については、参照の目的、及び、出願人又は特許権者と当該職員又は当局との間の争点を判断する目的においてのみ参酌することができる。さらに、裁判所、裁定人又は仲裁人は、前記の点を解決するにあたり、出願人若しくは特許権者又はその他の利害関係人が、政

府から、又は当該職員若しくは当局から直接的であると間接的であるとを問わず、当該特許に関連して受領した可能性のある一切の利益又は報酬を参酌する権限を有するものとする。

ただし、発明者又は特許権者が公務員であつて発明の要旨が当該公務の過程で遂行された職務に係っていることを政府が証明する場合、いかなる当該紛争も、出願人又は特許権者及びその発明又は特許に利害関係を有するその他の者を審理した後、政府が解決する。

(5) 本条の規定又は本条に代わる規定に基づいて政府の公務のため発明を使用する権利は、政府の公務にもはや不要となつた当該権利に従つて生産されたいかなる物品をも販売する権限を含み、また、常に含んでいたものとみなされる。

(6) 本条のいかなる規定も、関税又は物品税に関連してその時点で効力を有している一切の法令に基づき没収された一切の物品を販売又は使用する権原を、政府から直接的又は間接的に得ている何人の権利にも影響するものではない。

第 21A 条 政府に対する特許の譲渡

(1) 戦争用途の機器又は軍需品の改良物の発明者は、発明並びに当該発明につき取得し若しくは取得する一切の特許に係るすべての利益を政府へ(有価約因の有無を問わず)譲渡することができ、政府は当該譲渡の当事者となることができる。

(2) 譲渡は、政府に当該発明及び特許の利益を有効に与えるものであり、また、当該発明を秘密に保持する等のために当該譲渡に含まれるすべての誓約及び合意は(有価約因を欠いていても)正当かつ有効であつて、政府により、又は政府に代わつてしかるべく執行可能である。

(3) 当該譲渡が行われた場合、政府は明細書公開前の随時、公務の利益に資するよう、発明とその実施方法の内容が秘密に保持されるべきものである旨を登録官に証明することができる。

(4) 政府がそのように証明する場合、願書及び明細書は、図面(もしあれば)及び明細書の補正、並びに当該文書と図面のあらゆる謄本を添え、特許意匠商標庁への通常の方式による提出に代えて、政府当局者が封印した小包で登録官に引き渡されるものとする。

(5) その小包は、当該発明に係る特許の有効期間が満了するまで封印したまま登録官が保管し、政府の命令を受けた当局者による以外、開封されない。

(6) 封印された小包は、特許が存続する期間中随時政府が受理権限を与える者に引き渡されるものとし、登録官に返却されたとき、登録官は再び封印して保管する。

(7) 特許期間満了時に、封印された小包は政府に引き渡される。

(8) 政府が、特許意匠商標庁への出願後かつ明細書公表前に前記のように証明した場合、図面(もしあれば)が添付された当該願書及び明細書は直ちに登録官の権限により封印される小包に収納され、その小包につき、政府当局者が封印する小包に関する前述の規定が適用される。

(9) 政府が前述のとおり証明した発明に付与された特許の取消しを求めるいかなる請願その他の法的手続きも提起されないものとする。

(10) 本条により封印された小包に収納しなければならない明細書又はその他の書類若しくは図面の謄本は、態様を問わず公開されず、又は公衆の閲覧に供されないものとする。

るが、本条に別段の定めがない限り、前述の発明及び特許につき、本法の規定が適用される。

(11) 政府は、随時、特定の発明に関し本条の利益を放棄することができ、当該放棄以降、その明細書、書面及び図面は通常の方法で管理し取り扱われる。

(12) 戦争用途の機器又は軍需品の改良物に係る発明につき、政府又は政府に当該発明若しくはその利益を調査する権限を与えられた者への開示は、調査目的で行われたいかなるものも、当該発明に係る特許の付与又は有効性を損なう使用又は公表とみなされるものではない。

強制実施権及び取消し

第 22 条 強制実施権及び取消し

(1) 利害関係人は政府に対し、所定の手数料を添え、バングラデシュ国内における特許品の需要が適切な範囲及び合理的な条件で満たされていない旨を主張し、かつ、強制実施権の付与又はその代替手段としてその特許の取消しを求めて、特許意匠商標庁を名宛人として請求書を提出することができる。

(2) 政府は請願書を検討するものとし、当事者らの間で自ら取り決めに達しない場合、政府は、政府が適切と考えるとおりに、請願書を却下するか又は高等裁判所の決定に付託する。

(3) 第 15 条第 (4) 項の規定に基づき裁判所へ付託する場合に従うべき手続きを定める同項の規定は、本条に基づき裁判所へ付託する場合に適用される。

(4) 政府の見解で、若しくは、本条第 (2) 項に基づき高等裁判所への付託が行われた場合に裁判所の判断により、バングラデシュ国内における特許品の需要が適切な範囲及び合理的な条件で満たされていないとされる場合、特許権者は、政府若しくは高等裁判所(場合に応じ)が適正と考える条件で実施許諾を付与するように命ぜられることがあり、又は、政府若しくは高等裁判所が、実施許諾の付与によっては需要が十分に満たされないとの見解である場合、その特許は政府又は高等裁判所の命令によって取り消されることがある。

ただし、当該特許が付与された日から 4 年の期間が満了する前には、又は特許権者が自らの懈怠につき十分な理由を説明する場合は、取消しが命じられることはない。

(5) 本条項の適用上、次に掲げる各号に該当する場合、特許品に対する需要は妥当な範囲及び合理的条件で満たされていないとみなされる。

(a) 特許権者が、特許品若しくは特許品が有効に作動するために必要な部品を適切な範囲で製造し合理的な条件で供給することを怠ったため、又は適切な範囲で特許された工程を実施すること、又は合理的条件で実施権を付与することを怠ったため、バングラデシュ国内の既存の取引や産業又は新規取引や産業の創出が不正に毀損されるとき。又は、
(b) 特許権者が特許品の購入、賃借若しくは使用に、又は特許で保護された工程の使用又は作業に付した条件により、バングラデシュ国内の取引又は産業が不正に毀損されるとき。

第 23 条 バングラデシュ国外で機能する特許の取消し

(1) 本法に基づき特許が付与された日から 4 年経過後の何時でも、何人も、特許品又は特許で保護された工程が排他的に又は主としてバングラデシュ国外で製造又は実施されていることを理由に、本条に基づく救済を政府へ申請することができる。

(2) 政府はその申請を検討するものとし、審査の後、次に掲げる各号のすべてが満たされる場合、

(a) 申請に記載される主張が正しく、かつ

(b) 申請人がバングラデシュ国内において特許品又は特許で保護された工程を製造又は実施する準備がありそのようにできる立場にあり、かつ

(c) 特許権者が合理的な条件で実施権を付与することを拒否するとき、

本条の規定を条件として、かつ特許権者が特許品又は特許で保護された工程がバングラデシュ国内において適切な範囲で製造又は実施されることを証明しない限り、又はその品又は工程がそのように製造又は実施されない十分な理由を示さない限り、政府は次に掲げる命令を発することができる。

(a) 次のいずれかにより、当該特許を取り消す。

(i) 直ちに、又は

(ii) 命令に明記する合理的な期間内に、特許品又は特許で保護された工程がバングラデシュ国内において適切な範囲で製造又は実施されることが政府の確信を得る程度に立証されない限り、当該期間の後に。

(b) 、申請人に対し実施許諾を付与するよう、特許権者に命令し、申請人の独占的使用許諾とするか否かは政府の指示に従うものとする。

(3) 外国との条約、協定、取り決め又は約束に反する場合、本条第(4)項に基づいて特許の取消しが命じられることはない。

(4) 政府は、特許権者の申請に応じて、本条第(2)項(ii)に基づいてなされる命令の制限期間を、後続の命令で規定される 2 年以内の期間について延長すること、又は本条第(2)項(ii)に基づく命令若しくは(特許権者が申し立てた意見に十分な理由があるとき)後続のすべての命令を取り消すことができる。

第 23A 条 第 22 条又は第 23 条に基づく命令の運用

実施許諾の付与を指示する、第 22 条に基づく高等裁判所の命令又は第 22 条若しくは第 23 条に基づく政府の命令は、その他の執行手段を妨げることなく、あたかも実施権を付与し、特許権者及び他の必要なすべての当事者により締結された捺印証書に組み込まれていたかのように運用する。

第 24 条 放棄特許を取り消すことのできる登録官の権限

特許権者は、所定の方式で登録官に通知することにより、随時、自己の特許の放棄を申し出ることができ、登録官は、聴聞を望むものとして登録官が適切と考えるすべての当事者らに対し当該申し出及び聴聞の通知を行った後であれば、当該申し出を受理すると当該特許の取消し命令を下すことができる。

第 25 条 公共の理由に基づく特許の取消し

政府が官報に掲示することにより特許又はそれが実施される態様が国家に害を及ぼすか広く公衆に損害をもたらすと宣言する場合、特許は取り消されたとみなされる。

法的手続き

第 26 条 特許取消しを求める請願書

(1) 特許の全部又は一部の取消しは、高等裁判所への請願書により、又は高等裁判所に係属している侵害訴訟中の反訴により、次の各号に掲げる事由のすべて又はいずれかを理由として得ることができる。すなわち、

(a) その発明はバングラデシュ国内において先願により有効に付与された特許の対象であること。

(b) 真正かつ最先の発明者又はその法定代理人若しくは譲受人は当該特許出願人若しくは出願人の一人ではなかったこと。

(c) その特許は取消しを申請している者又は当該申請人がなす主張につき指示している者、若しくは当該申請人が代理している者の権利を詐害する目的で取得されたこと。

(d) その発明は特許された日において新規性を欠く製造方法又は改良であったこと。

(e) その発明は特許の日以前に知られていた又は使用されていたものに係るものであり、進歩性がないこと。

(f) その発明は有用性がないこと。

(g) 完全な明細書は十分かつ正確に記載されておらず、発明の本質及び発明の実施方法が確認されないこと。

(h) 完全な明細書から、請求する発明の範囲が十分かつ明瞭に確認されないこと。

(i) その特許は虚偽の示唆又は不実表示に基づいて取得されたこと。

(j) その発明の主な又は目的とする用途又は実施が法令に反すること。

(k) その特許権者が、当該特許に含まれる条件に違反し又は遵守していないこと。

(l) 完全な明細書が、当該明細書が特許意匠商標庁に提出されたときに当該特許に係る出願人が知っていた、当該発明の最良の実施方法を開示していない。

(m) その特許の日以前に、特許権者又はその他の者(政府のいずれの部門にせよ管理する当局、又は政府の代理人、若しくは請負人、又は管理のために政府により授権された者を除く)が、バングラデシュ国内で内密に工業規模で(合理的な試験又は実験の方法のみによらず)当該発明に取り組み、かつそれによって、裁判所が当該事案の諸般の事情一切を考慮して妥当とみなす金額以上の直接的又は間接的な利益を受けていたこと。

(n) 完全な明細書で請求された当該発明は仮明細書に記載されたものとは同一ではなく、請求された発明は、仮明細書に記載のない限りにおいて完全な明細書が提出された日付において新規ではなかったこと。

ただし、本項は次に掲げる規定に明記された取消し理由について効力を有するものとする。

(i) 第 78A 条の規定を条件として〔本条〕第 (b) 項の規定。又は、

(ii) 第 13 条第 (1) 項、第 21A 条第 (12) 項、第 38 条及び第 40 条の規定を条件として〔本条〕第 (d) 項の規定。

- (2) 特許の取消しを求める請願書は次に掲げる者が提出することができる。
- (a) 法務長官又は法務長官が授権する者。
 - (b) 何人であれ次に掲げる事由を申し立てる者。
 - (i) その特許は申立人の権利、又は当該申立人がなす主張につき指示している者、若しくは当該申立人が代理している者の権利を詐害する目的で取得されたこと。
 - (ii) 申立人又は当該申立人なす主張につき指示している者、若しくは当該代理人が代理している者が、その特許権者の請求項に含まれるいずれの発明であれ、その真正かつ最先の発明者であったこと。
 - (iii) 申立人又は申立人がなす、何らかの取引、事業若しくは製造における利益の主張につき指示する者若しくは申立人が代理する者が、当該特許の日以前に、特許権者が自己の発明として請求するものをバングラデシュ国内で公に製造、使用又は販売していた。
- (3) 高等裁判所は、本項に関連する 1908 年民事訴訟法の規定にかかわらず、特許の取消しを請願する何人(法務長官又は法務長官が授権した者を除く。)に対しても、当該請願に異義を申し立てる者が負担し若しくは負担する可能性のある全費用を支払う担保を提供するよう求めることができる。

第 27 条 関係人への訴訟手続き通知

- (1) 第 26 条に基づく特許取消しの請願に係る通知は、登録簿の記載から外観上その特許の専有権者であるか又はその特許の持分又は利益を有するすべての者に送達されるものとし、その他の者に通知を送達する必要はないものとする。
- (2) その通知は、その謄本がその時点で登録簿に記載されている者及び住所宛てに書留郵便で郵送されたとき、適切に送達されたとみなされる。

第 28 条 他の裁判所における審理の枠組み

- (1) 高等裁判所は適切と考える場合、第 26 条に基づいて同裁判所に対してなされた請願に起因する問題に係る審理の争点を同裁判所又はいずれの地方裁判所にも指示することができる、その争点はしかるべく審理される。
- (2) [削除]
- (3) 争点が地方裁判所に指示された場合、同裁判所の判断は上訴の対象とならないが、審理で認定された証拠は記録され、裁判所判事が証明するその謄本は、そこに付すことが適切であると同判事が考える意見を付して当該争点を指示した高等裁判所に送付するものとする。高等裁判所は、これを受けて、地方裁判所の所見について判断し、又は記録された証拠に基づいて請願を処理し、又は同事件の裁判官が要求する新たな審理を命ずることができる。

第 29 条 特許侵害訴訟

- (1) 特許権者は、本法に基づき自己が取得した特許の存続期間中に、発明に関し自己の実施許諾を得ず当該発明を生産、販売又は使用する、又はこれを偽り、若しくは模倣する何人に対してであれ、管轄権を有する地方裁判所で訴訟を提起することができる。ただし、当該特許の取消しに対して被告人が反訴した場合、その訴訟はその反訴とともに高等裁判所の判断を求めて同裁判所に回付される。

(2) 第 26 条に基づいて特許が取り消されうる根拠は、侵害訴訟における防禦において援用することができる。

第 30 条 善意の侵害者に対する損害賠償責任の免除

特許権者は、本法施行後に付与された特許の侵害に関して、侵害がなされた日に当該特許の存在を認識していなかったか、認識し得る合理的手段も有していなかったことを証明する被告人から損害を回復する権利を有しないものとし、「特許」、「特許された」という語又は、特許が当該物品につき取得されていることを表すか暗示する語を印刷、刻印、押印若しくはその他の態様で貼付した物品の製作は、当該特許の年号と番号がそれらの単一若しくは複数の語に付随していない限り、当該特許の存在の掲示を構成するものとはみなされない。

ただし、本条いかなる規定も、差止を求めらるいかなる手続きにも影響するものではない。

第 31 条 訴訟における閲覧等の命令

特許侵害訴訟において、裁判所は、いずれかの当事者による請求があれば、裁判所が適切とみなす差止、閲覧、算定を求めらる命令を下し、適切とみなす条件を課することができる。当該差止・閲覧・算定及びその手続きについて適切とみなす指示を与えることができる。

第 32 条 争われた有効性の認定及びその費用

特許の侵害訴訟において、裁判所は、争われることとなった当該特許の有効性を認定することができる。裁判所が有効性を認定する場合、同一特許の侵害に係るその裁判所における後続の訴訟において、原告が自らに有利な終局的命令又は判決を得たとき、訴訟を審理する裁判所の別段の指示がない限り、かかる訴訟に伴って発生した自らの全費用、手数料及び付随する経費を適切に負担させるものとする。

第 33 条 登録官への判決及び命令の送達

第 29 条に基づく訴訟における判決及び第 26 条に基づく請願における命令をなす裁判所は、判決又は命令(場合に応じ)の謄本を登録官に送付し、登録官は特許の登録簿にその登録を行わせその旨を記載させる。

第 34 条 [削除]

[1973 年バングラデシュ法令(改訂及び布告)法(1973 年法律第 8 号)の第 3 条及び附則 2 により削除]

第 35 条 裁判所補佐人を伴う審問

(1) 特許の侵害又は取消しを求めらる訴訟又は法的手続きにおいて、裁判所は適切と考える場合、当該手続きにおけるすべての当事者による要請に応じて、特別に資格のある裁判所補佐人の補佐を求め、全面的又は部分的にその協力を得て当該訴訟を審理することができる。

(2) 当該訴訟又は法的手続きに関する上訴管轄権を行使する裁判所は、適切と考える場

合、前述の裁判所補佐人の支援を求めることができる。

(3) 本条に基づき裁判所補佐人に支払う報酬は(もしあれば)、あらゆる場合において裁判所が決定し、本法の執行に係る経費の一部として支払われる。

第 35A 条 特定の請求に関する救済の付与

第 19 条のいかなる規定にもかかわらず、特許の侵害訴訟において、裁判所が侵害を主張される明細書の請求項の 1 以上が有効であると判断する場合、費用及び損害を起算すべき日付に関して裁判所の裁量を前提として、又、裁判所が望ましいとみなす補正に係る条件を前提として、明細書における他の請求項の無効性を考慮することなく侵害された請求項のいずれについても救済を付与することができる。当該裁量の行使において、裁判所は、当事者らが無効な当該請求項を当該明細書へ挿入した、又は当該明細書中に放置した行為を参酌することができる。

第 36 条 理由なく法的手続きの脅しを受ける場合の救済

特許に利害関係を有すると主張する者が回状、広告又はその他により、当該特許の侵害を主張して何らかの法的手段を提起するか又は賠償責任を請求するとして他の者を脅す場合、当該脅しを被る何人も訴えの審理につき管轄権を有する地方裁判所にその者に対する訴訟を提起することができ、当該脅しの継続に対する差止め命令を得ることができ、当該脅しにいう主張される侵害が実際には当該特許の侵害ではなかった場合、当該脅しにより被った損害(もしあれば)を回復することができる。

ただし、本条は、特許侵害訴訟が開始され、適正な手続きにより遂行される場合には適用されない。

雑則

第 37 条 2 名以上の者に対する特許の付与

本法の施行以後、特許が 2 名以上の者に共同して付与される場合、当該特許に別段の規定がない限り、その法的利益を譲渡する目的上、共有者として取り扱うが、何らかの反対の合意がない限り、各人は他の者に説明することなく自己の利益のため当該発明を使用する権利を有するが、合意なくして実施権を付与する権利は有しないものとし、かかる者のいずれかが死亡した場合、当該特許に係るその者の受益権はその者の法定代理人に譲渡される。

第 38 条 発明の公共利用又は公知

発明に係る特許出願の日以前のバングラデシュ国内におけるその発明の公共利用又は公知は、その知識が内密に入手された場合、真正かつ最先の発明者又はその法定代理人若しくは譲受人を詐害する目的で入手された場合、当該発明者又はその法定代理人若しくは譲受人を詐害する目的で開示された場合、又は当該発明者又はその法定代理人若しくは譲受人を詐害し、若しくは秘密保持義務に違反して公衆に開示されていた場合、その発明に付与される特許を無効とするものではない。

ただし、当該発明者又はその法的代理人若しくは譲受人がその者の発明の公共利用に同

意しておらず、当該使用の開始後 6 月以内に特許出願をする限りにおいてとする。

第 38A 条 不一致

特許は、完全な明細書で請求される発明が、仮明細書に記載されていない範囲では、完全な明細書が提出された日付において新規であり、当該特許の出願人がその真正かつ最初の発明者又は当該発明者の法定代理人若しくは譲受人である場合、完全な明細書が仮明細書に記載された発明の内容を超える、又はこれと異なる発明を請求していることを理由に無効と判断されることがないものとする。

第 39 条 特許証の紛失又は破損

特許証を紛失若しくは破損、又はこれを提示できないことにつき登録官が納得する説明がなされる場合、登録官は随時、所定の手数料が納付され次第、その複製に公印を付与することができる。

第 40 条 博覧会及び学会発表に係る規定

政府が官報に公告することにより本条の規定が適用される産業博覧会若しくはその他の博覧会における発明の展示、当該展覧会開催期間中における当該発明の明細の開示、当該博覧会開催地における展示目的のための当該発明の使用、当該博覧会開催期間中又は開催後に博覧会開催地以外のいかなる場所においてであれ、発明者の内諾若しくは同意を得ない他の者による当該発明の使用又はその明細の開示、又は学会における発明者による論文の発表、若しくは学会の会報におけるその論文の公表は、当該発明に係る特許を出願し取得する発明者の権利若しくはその出願に対し付与されるいずれの特許の有効性をも害するものではない。

ただし、次の事項を条件とする。

(a) 当該発明を展示する出品者、又は、論文を発表し、若しくは論文の公表を許諾する発明者(場合に応じ)は、所定の様式で登録官に事前通知を行い、かつ

(b) 特許出願が、当該発明を最初に展示する日、又は、論文発表の日(場合に応じ)、若しくはそのような発表が行われない場合は前述の公表の日から 6 月以内に行われること。

第 41 条 バングラデシュ国立博物館に提供すべきひな型

バングラデシュ国立博物館は、随時、特許権者にひな型又は見本の製造費用を支払って特許権者の発明のひな型又は見本を同博物館に提供するよう求めることができ、金額に紛争が生じた場合は政府により解決される。

第 42 条 バングラデシュ領海内の外国船舶

(1) 特許は、バングラデシュの裁判所の管轄区内に在する外国船舶の航行目的のための発明の使用、又はその管轄区内に在する外国船舶内での発明の使用を妨げるものではない。ただし、バングラデシュ国内での販売又はバングラデシュ国からの輸出を意図した物の製造若しくは準備のため、又はそれに関連して外国船舶内で使用されないものとする。

(2) 本条は、バングラデシュ国籍の船舶がその国の港内又は同国裁判所の管轄が及ぶ領

海に在する間における発明の使用に関して対応する権利がその国の法令により付与されないいかなる外国の船舶にも及ばない。

第II章 意匠

意匠登録

第 43 条 意匠登録出願

- (1) 登録官は、バングラデシュ国内で従前公表されたことがない、新規性又は創作性のある意匠の専有権者であることを主張する何人の出願においても、本章に基づき当該意匠を登録することができる。
- (2) 出願は所定の様式で行われなければならない、所定の方式で所定の手数料を添えて特許意匠商標庁に提出されなければならない。
- (3) 同一意匠が 2 区分以上に登録される可能性があり、意匠が登録されるべき区分に疑義がある場合、登録官はその論点につき決することができる。
- (4) 登録官は適切と考える場合、登録出願された意匠の登録を拒絶することができる。ただし、かかる拒絶に不服のある何人も政府に不服を申し立てることができる。
- (5) 出願人側の懈怠又は放置により、登録が行われ得るように手続きが所定の期間内に完了されていない出願は放棄されたものとみなされる。
- (6) 意匠が登録される場合、登録出願の日付で登録されるものとする。

第 44 条 新規区分への意匠登録

- 意匠が 1 以上の商品区分に登録されている場合、その意匠の専有権者がその他の 1 以上の区分における登録を出願するとき、当該出願は次に掲げる理由により拒絶されないものとし、すでになされた登録も無効とされることはない。
- (a) そのように従前登録されたことのみを根拠として、当該意匠が新規ではなく、若しくは独自の意匠でないとの理由、又は
 - (b) そのように従前登録されたいずれかの区分の商品に使用されていたことのみを根拠として、バングラデシュ国内で従前公開されていた意匠という理由。
- ただし、かかる後続の登録は先に登録により生じる当該意匠権の保護期間を超えることはない。

第 45 条 登録証

- (1) 登録官は当該意匠が登録されるとその専有権者に登録証を付与する。
- (2) 登録官は、登録証の原本が失われた場合又はその他登録官が適切とみなす場合に 1 以上の登録証の謄本を提供することができる。

第 46 条 意匠登録簿

- (1) 特許意匠商標庁において意匠登録簿と称する帳簿が保管され、これに登録された意匠権者の名称及び住所、登録された意匠の譲渡及び移転の届出、並びにその他所定の事項が記載される。
- (2) 本法の施行時に存在した意匠の登録簿は、本法に基づき意匠の登録簿に組み込みその一部を成すものとする。
- (3) 意匠の登録簿は、本法によってこれに記載するよう指示又は承認された事項の一応

の証拠となる。

登録意匠の意匠権

第 47 条 登録に基づく意匠権

(1) 意匠が登録されると、登録された当該意匠権者は本法の規定を条件として登録の日から 5 年間、当該意匠の意匠権を有する。

(2) 前記 5 年が満了する前に意匠権の延長出願が登録官に対し所定の方式で行われ、所定の手数料が納付されると、登録官は、当初の 5 年の期間経過後からさらに 5 年間、意匠権を延長する。

(3) 前記 2 度目の 5 年が満了する前に意匠権の延長出願が登録官に対し所定の方式で行われ、所定の手数料が納付されると、登録官は本法による規則を条件として、2 度目の 5 年の期間経過後からさらに 5 年間、意匠権を延長する。

第 48 条 販売引渡し前の要件

(1) 販売により登録意匠を付した物品を引き渡す前に、意匠権者は次に掲げる各号を行う。

(a) (正確な表示又は見本が登録出願時に提出されていなかった場合)登録官に対し当該意匠の正確な表示又は見本の所定数を提出する。意匠権者がそれを怠った場合、登録官は登録簿からその名称を抹消するとともにその意匠権を停止する。

(b) 当該物品の各々に、意匠が登録されていることを示す所定の標章又は所定の語又は形状を貼付させる。意匠権者がこれを怠った場合、意匠権者は意匠権の侵害に係る違約金又は損害賠償金を回収する権利を有しない。ただし、当該物品への標示を確実にするためあらゆる適切な手順を履践したことを証明する場合、又は、当該侵害はその罪責を負う者が意匠権の存在を知ったか、その通知を受領した後に発生したことを証明する場合を除く。

(2) 顧客若しくは業界により又は顧客若しくは業界に代わって、物品に係る何らかの区分若しくは品目につき、標示につき本条が定めるいずれかの要件を免除し若しくは修正することが顧客若しくは業界の利益に適う旨の表明が政府になされた場合、政府は、適切と考える場合、本法に基づく規則により、物品に係る区分又は品目に関し、適切と考える範囲において適切と考える条件を付して、当該要件を免除又は修正することができる。

第 49 条 意匠権に係る開示の影響

意匠権者による何人への意匠の開示であれ、当該意匠の使用又は公開が他者に対する信義に反するものとなる事情がある場合、及び、何人によるものであれ信義に反する意匠の開示、並びに、登録を意図した新規性又は創作性を備えた織物の意匠が施された物品に係る最初の内密な注文の受領は、当該開示又は当該受領の後にその意匠が登録される場合、その意匠権を無効とする条件を充足する意匠の公開とはみなされない。

第 50 条 登録意匠の閲覧

(1) 意匠権の存続期間中、又はそれよりも短い所定の意匠登録から少なくとも 2 年の期間、意匠は所有者による閲覧か、所有者により書面で授権された者又は登録官若しくは裁判所により授権された者により、登録官が意匠を特定できる情報を提出して行う以外には閲覧に供されないものとし、かつ登録官若しくは登録官の監督下で行動する職員の立ち会いの下に、及び、所定の手数料の納付がなければ何人の閲覧にも供されないものとし、また、閲覧を行う者は当該意匠の全部又は一部を複製する権利は与えられない。ただし、意匠登録がすでに登録された意匠と同一であることを根拠に拒絶された場合、登録出願人はそのように登録された意匠を閲覧する権利を有する。

(2) 意匠権の満了後又は前述のより短い期間の満了後、当該意匠は閲覧に供され、何人も所定の手数料を納付しその複製を入手することができる。

(3) 異なる物品の区分につき、本条により異なる期間が定められることがある。

第 51 条 意匠権の存在に係る情報

何人からであれ、登録官が当該意匠を特定できる情報を添えて、かつ所定の手数料を納付してなされる請求があれば、登録官はその者に当該意匠について当該登録がなお存在するかどうか、存在する場合はどの商品区分であるかを通知し、登録の日並びに登録された専有権者の名称及び住所を提示する。

第 51A 条 登録の取消し

(1) 利害関係人は、次の各号に掲げるとおり意匠登録の取消しを求めて請願書を提出することができる。

(a) 意匠登録後のいつでも次に掲げるいずれかの理由により高等裁判所に提出すること。

(i) 当該意匠はバングラデシュ国内で先行登録されている。

(ii) 当該意匠は登録の日以前にバングラデシュ国内で公開されている。

(iii) 当該意匠は新規ではないか、又は独自の意匠ではない。

(b) 登録の日から 1 年以内に本項第(a)号の(i)及び(ii)に規定する理由のいずれかにより登録官に提出すること。

(2) 本条に基づく登録官の命令に対して高等裁判へ上訴することができ、登録官はいつでも当該請願書を高等裁判所に付託することができ、高等裁判所はそのように付託された請願書に判決を下す。

第 51B 条 政府を拘束する意匠登録

第 21 条の規定は、あたかも、登録された意匠に適用可能な用語により本条において再び制定されたかのように、登録意匠に適用される。

産業博覧会及び国際博覧会

第 52 条 博覧会に係る規定

政府が官報に公示することにより本条の規定が適用される産業博覧会若しくはその他の博覧会における意匠又は意匠が応用される物品の展示、若しくは博覧会開催期間中にお

ける意匠の内容の公表、又は、当該博覧会以外のいかなる場所であれ、博覧会開催期間中であると期間後であると問わず専有権者の内諾若しくは同意を得ない当該意匠若しくは物品展示若しくは意匠の内容の公表は、当該意匠の登録を妨げるものでもなく又その登録を無効とするものでもない。

ただし、次の事項を条件とする。

(a) 当該意匠又は物品を展示又は当該意匠の内容を公表する出展者が所定の様式で登録官に事前の通知を行い、かつ。

(b) 登録出願が、当該意匠又は物品を最初に展示した日、又は当該意匠の内容を公表した日から6月以内に行われること。

法的手続き

第53条 登録意匠権の侵害

(1) 意匠権の存続期間中、次に掲げる行為は何人にも法により認められない。

(a) 販売目的で、意匠が登録されている商品区分の物品に当該意匠又は不正な若しくは明白な模倣を、使用許諾又は登録された専有権者の書面による同意を得ずに応用し若しくは応用させること、又は当該意匠がそのように応用されるよう可能とすることを目的として何かを行うこと、又は

(aa) 当該意匠が登録されている区分に属する物品を登録所有者の合意を得ずに販売目的で輸入し、当該意匠又はその不正な若しくは明白な模倣を応用すること。

(b) 当該意匠又はその不正な若しくは明白な模倣が、登録された専有権者の同意を得ずに当該意匠が登録された商品区分の物品に応用されていることを知りながら、その物品を販売のために公表若しくは陳列し、又は公表若しくは陳列させること。

(2) 何人も本条項に反して行動した場合、いかなる違反についても次に掲げる責任を負う。

(a) 当該意匠の登録された専有権者に対し、回収可能な負債額として500タカ以下の金額を支払う。

(b) 専有権者が当該違反に対する損害賠償及び違反の再発に対する差止命令を求める訴訟の提起を選択する場合、認められる損害賠償金を支払うとともに差止命令によりしかるべく制限を受ける。

ただし、第(a)号による回収可能な総額は1意匠について1,000タカ以下とする。

(3) 裁判所が第(2)項による訴訟の判決を下した場合、裁判所は登録官にその判決の謄本を送付し、登録官は意匠登録簿にそれを登録させる。

第54条 特許及び意匠に係る本法における特定の規定の適用

特許の有効性の証明、及び特許権者が理由なく法的手続きお脅しを受ける場合の救済に係わる本法の規定は、特許の場合に適用されると同様に登録意匠の場合に適用され、その適用にあたっては、特許権に係る言及が意匠権に係る言及として読み替えられ、特許権者に係る言及は意匠権者又は意匠に係る言及として、並びに発明に係る言及が意匠に係る言及として読み替えられるものとする。

第III章 総則

意匠登録、特許意匠商標庁及び同庁における法的手続き

第 55 条 国の登録官等の指名

- (1) 政府は、官報の公示により、本法及び 1940 年商標法(1940 年法律第 5 号)の適用上、特許、意匠及び商標の登録官として周知される者を指名する。
- (2) 本法及び 1940 年商標法(1940 年法律第 5 号)の適用上、特許意匠商標庁と呼ばれる部門を設立する。
- (3) 特許意匠商標庁は次に掲げる 2 部で構成する。
 - (a) 特許意匠法に係る事柄を取り扱う特許意匠部
 - (b) 商標法に係る事柄を取り扱う商標登録部
- (4) 特許意匠商標庁の本庁はダッカに置き政府が定める場所に支庁を置く。
- (5) 特許意匠商標庁の共通の公印とともに特許意匠部と商標登録部という個別の実体を示す個別の公印を備え置く。
- (6) 政府は、登録官の他に政府が必要と考える職員及び従業者を特許意匠商標庁に指名することができる。
- (7) 登録官は、政府の認可を前提として、必要と考える登録官の事務処理を特許意匠商標庁の他の職員に委任することができる。

第 56 条 [削除]

[2003 年特許意匠(改正)法(2003 年法律第 15 号)第 5 条により削除]

手数料

第 57 条 手数料

- (1) 特許の付与及び意匠の登録及びそれらの出願、並びに本法に基づく特許及び意匠に係るその他の事柄について政府が定める手数料を納付するものとするが、附則に記載される証書及び別表に記載する事項について定められる手数料は、そこに明記される額を超えてはならない。
- (2) 本法又は本法による規則に基づき手数料を納付すべき手続きは、その手数料が納付されない限り無効とする。

特許意匠商標庁の登録簿及びその他文書に係る規定

第 58 条 登録簿に記載されない信託の通知

信託の通知は、明示的であると黙示によると、又は解釈上であると問わず、本法に基づいて保管される登録簿に記載されることも登録官により受理されることもない。

第 59 条 登録簿の閲覧及び抄本

本法に基づき保管されるあらゆる登録簿は、本法の規定にしたがい、支障がない限り常

に公衆の閲覧に供し、特許意匠商標庁の公印で封印された、当該登録簿のいずれの記載に係る認証謄本も、所定の手数料が納付され次第、これを請求する者に与えられる。

第 59A 条 特許に係る情報

請求書に明記した特許に関し、又は請求書に明記した特許出願に関し、その特許又は出願に影響を与えるものとして定められる可能性がある事項について登録官によりその者に情報を提供するよう、所定の方式で登録官に請求する者は、所定の手数料の納付を条件として、しかるべく情報の提供を受ける権利を有する。

第 60 条 登録官報告の秘匿特権

本法に基づいて行われる登録官の報告又は登録官への報告は、いかなる場合も公表されることはなく、また公衆の閲覧にも供されない。

第 61 条 出願が放棄された場合等の明細書、図面等の公開禁止

(1) 特許出願が放棄された場合、又は拒絶されたとみなされる場合、当該願書に付随して、又は関連して提出された明細書及び図面(もしあれば)は、本法に別段の明確な定めがある場合を除き、いかなる場合も公衆の閲覧に供してはならず、また、登録官により公開されてはならない。

(2) 意匠出願が放棄された場合、又は拒絶された場合、当該願書並びに当該願書に関連して提出された図面、写真、トレーシング、表示又は見本はいかなる場合も公衆の閲覧に供してはならず、また、登録官により公開されてはならない。

第 62 条 誤記を訂正する登録官の権限

登録官は、所定の手数料を添えて行われる書面による請求に応じて、下記を行うことができる。

(a) 特許の願書における、若しくは特許出願に関する、又は特許若しくは明細書における誤記を訂正すること。

(b) [1930年インド特許意匠(改正)法(1930年法律第7号)により廃止]

(c) 意匠表示の、又は特許若しくは意匠の所有者の名称若しくは住所、又は特許登録簿若しくは意匠登録簿に記載されるその他の事項の誤記を訂正すること。

第 63 条 譲渡及び移転の登録簿への登録

(1) 譲渡、移転又はその他の法令の運用により特許権又は登録意匠の意匠権を付与される者は、その権原の登録を登録官に出願することができ、登録官は当該出願を受理し、登録官が確信する程度にその権原が証明され次第、当該特許又は意匠権者としてその者を登録し、登録簿に所定の方式で譲渡、移転又はその他当該権原に影響を与える法律文書を記載させる。

(2) 抵当権、実施権又はその他の態様で特許権又は登録意匠の意匠権に係る利益を付与される者は、その権原の登録を登録官に出願することができ、登録官は当該出願を受理し、登録官が確信する程度にその権原が証明され次第、当該利益に係る通知を、該当する場合には当該利益を付与する法律文書の明細を併記し、特許登録簿若しくは意匠登録簿

簿(場合に応じ)に所定の方式で記載させる。

(3) 特許又は意匠の権者として登録される者は、本法の規定に従い、また、登録簿の記載から明らかに他の者に帰属する権利を条件として、当該特許又は意匠を譲渡、実施許諾又はその他の方法で取引し、かかる譲渡、実施許諾又は取引を約因として有効な受領書を発行する絶対的な権限を有する。

ただし、当該特許又は意匠に係わるいずれの所有権持分もその他の動産についてと同様に実施できる場合とする。

(4) 第 64 条に基づいて行われる出願の場合を除き、本条第(1)項及び第(2)項の規定による登録簿上の記載が行われていない書類又は法律文書は、裁判所が登録すべき理由を別途書面で指示しない限り、いずれの裁判所においても、特許若しくは意匠権に係る権原、又はそのいずれに係る利益の立証において証明力が認められない。

第 64 条 登録簿の訂正

(1) 登録官は、特許又は意匠の登録簿における何らかの登録内容の不掲載若しくは脱落、又は十分な理由なく当該登録簿になされた記載、又は当該登録簿に不当に残存している記載、又は当該登録簿の何らかの記載における過誤又は瑕疵を不服とする者が所定の方式で申請を行う場合、当該登録内容を適切と考えたとおりしかるべく記入、抹消、変更するよう命じることができ、その登録をしかるべく是正することができる。

(2) 登録官は、本条に基づく手続きにおいて、登録簿の是正に関して決定するために必要な又は当該決定に資する論点を判断することができる。

(3) 本条に基づく登録官の命令に対する不服申立ては高等裁判所に行うものとし、登録官は本条に基づく申請に係る判断を求めて高等裁判所に付託することができ、高等裁判所はそのように付託された申請を処理する。

(4) 登録簿の是正に係る命令において、裁判所は、是正の通知を所定の方式で登録官に送達するよう指示し、登録官は当該通知を受領次第、登録簿をしかるべく是正する。

(5) 本条におけるいずれの規定も、次に掲げる権限を登録官に与えるものとはみなされない。

(a) 特許そのもの又は本法の他の規定に基づいて行われる所轄当局による何らかの命令を参照すれば明白である事実の誤りを訂正する目的を除いて、特許登録簿を是正すること、又は特許に関する論点を判断すること、又は

(b) 第 51A 条に規定される、意匠登録を取り消す命令を発すること。

登録官の権限及び義務

第 65 条 本法に基づく手続きにおける登録官の権限

これに関する規則を前提として、登録官は、本法に基づき手続きを行うにあたり、証拠の受領、宣誓の処理、証人出頭の強制、文書開示及び文書提出の命令、証人尋問嘱託状の交付及び費用の裁定の目的において民事裁判所が有する権限を有するものとし、当該裁定は管轄権を有するいずれの裁判所においても、あたかもその裁判所の判決のごとく執行することができる。

第 66 条 特許発明の公開

登録官は、政府が命ずる情報を記載した特許発明の公報を定期的に発行する。

第 67 条 登録官による裁量権の行使

裁量権の行使が本法により、又は本法に基づいて登録官に付与される場合、出願人が所定の期間内に聴聞を申請したとき、登録官は、出願人に聴聞の機会を与えることなく、その権限を、特許の出願人に対して、又は、特許の願書若しくは明細書の補正の申請人に対して、又は意匠登録の出願人に対して不利に行使してはならない。

第 68 条 政府の指示を受ける登録官の権限

登録官は、本法の規定のいずれにせよその運用において疑義又は困難が生じた場合、政府にその事項に係る指示を求めることができる。

第 69 条 特定の場合における特許付与等の拒絶

(1) 登録官は、その使用が法令又は道義に反すると思料する発明への特許の付与又は意匠の登録を拒絶することができる。

(2) 本条に基づく登録官の命令に対する不服は政府に申し立てる。

第 70 条 政府への不服申立て

(1) 本法により登録官に対する不服申立ては政府になされる旨を定める場合、当該申立ては登録官が発した命令の日から 3 月以内に、所定の手数料を付して書面で行うものとする。

(2) 前項の 3 月の期間を計算する上で、不服申立てを行う命令の謄本交付にかかった期間があればこれを除外する。

(3) 政府は、適切と考える場合、かかる不服申立てを審理する上で専門家の助力を得ることができ、政府の決定は終局的とする。

証拠等

第 70A 条 登録官に提出する証拠

第 77 条に定める規則を条件として、本法に基づき登録官に対してなす手続きにおいて、登録官による反対の指示がない限り、証拠の提出は宣誓供述書によるものとするが、登録官が適正と考える場合においては、宣誓供述書による証拠に代えて、若しくはこれに加えて口頭証拠を採用すること、又は任意の当事者に宣誓供述書の内容について反対尋問を許すことができる。

第 71 条 証拠となる登録官の証明

本法又は本法により制定された規則に基づき、登録官に作成又は実施の権限が与えられている記載、事項又は事柄について登録官の署名が付されている証明は、当該記載がなされたこと及びその内容の、並びに当該事項又は事柄が行われた若しくは行われていないことの一応の証拠となる。

第 71A 条 特許意匠商標庁における書証

登録官により認証された旨の表示があり、特許意匠商標庁の公印が付与された特許意匠商標庁の特許、明細書及びその他の書類の、及び同庁に保管される登録簿及びその他の帳簿の印刷又は手書きの謄本又は抄本は、バングラデシュ国内のすべての裁判所及びすべての訴訟手続において、さらなる証拠又は原本の提出を要せず証拠として採用される。ただし、裁判所が証拠として提出された謄本の正確性又は正統性を疑う理由がある場合、裁判所は原本の提出若しくは必要と考えるさらなる証拠の提出を求めることができる。

第 72 条 明細書等の謄本の回付及びその閲覧

特許意匠商標庁に提出されたすべての明細書、図面及び補正の謄本は、本法の規定に基づき公衆の閲覧に供され次第、その印刷謄本が入手可能になった後可及的速やかに、政府がこれについて指定する当局に対して回付し、それらの当局が指定し政府が承認するすべての妥当な回数及び場所において何人の閲覧にも供するものとする。

第 73 条 郵送による出願及び通知

本法に基づき、特許意匠商標庁宛、登録官宛、又は他の何人宛であれ提出、作成又は交付が認められる、又は求められるすべての願書、通知又はその他の書類は郵送することができる。

第 74 条 未成年者、心神喪失者等による陳述

(1) 何人も、未成年であるか、心神喪失等の手続きをする能力に係る制限事由により、本法に基づいて求められる又は認められる陳述又は行為を行うことができない場合、制限事由の対象となる者に係る法定の後見人、委員又は管理者(もしあれば)、これらが置かれていない場合はその者の財産について管轄権を有する裁判所が指定する者が、制限事由の対象となる者の名においてその者に代わり、その陳述又は状況の許す限りそれに一致する陳述をなし、及びそのような行為をなすことができる。

(2) 指名は、制限事由の対象となる者に代わり行動する者又は陳述若しくは行為を行うことに利害を有する他の者の申立てに応じ、本条の適用上、裁判所が行うことができる。

第 74A 条 費用の担保

本法に基づき異議申立ての通知を行う者、又は本法に基づく登録官の決定に対して裁判所に上訴の通知を行う者がバングラデシュ国内に居住せず事業も遂行していない場合、登録官又は裁判所(場合に応じ)は、裁判手続き又は上訴(場合に応じ)において生ずる又は生ずる可能性のあるすべての費用の支払いにつき担保を提供するようその者に求めることができ、当該立担保を怠る場合、異議申立て又は上訴を却下することができる。

代理

第 75 条 特定の文書の署名及び証明

次に掲げる文書は、所定の方式で当該出願や請求を行う者又は当該通知を行う者が署名し証明する。

- (1) 特許出願
- (2) 異議申立ての通知
- (3) 特許の存続期間の延長請求
- (4) 消滅特許の回復請求
- (5) 補正許可の請求
- (6) 強制実施権又は取消しの請求
- (7) 特許放棄の通知

ただし、上記の者がバングラデシュ国内に不在の場合、それについて書面でその者により授權されたバングラデシュ国内に居住する代理人が、その者に代わって署名及び証明をなすことができる。

第 76 条 代理

- (1) 本法に基づく登録官に対するその他すべての出願や請求及び通信は、弁護士により、若しくは登録官が納得する授權された代理人により署名されることができ、並びにすべての登録官立会いは、そのような弁護士若しくは代理人により又はそのような弁護士若しくは代理人を介して行うことができる。
- (2) 登録官は、適切と考える場合、次に掲げる各号を求めることができる。
 - (a) 代理人がバングラデシュ国内に居住すること。
 - (b) バングラデシュ国内に居住していない者がバングラデシュ国内に居住する代理人を雇用すること。
 - (c) 出願人、異議申立人又はその他の者の個人の署名又は出頭。

政府の権限等

第 77 条 政府の規則制定権

- (1) 政府は、本法の規定を条件として、政府が目的に適うと考える次の規則を制定することができる。
 - (a) 本法に基づく登録業務の管理する規則。
 - (b) 意匠の目的による商品の分類する規則。
 - (c) 明細書、図面及びその他の書類の副本の作成又は要求する規則。
 - (d) 政府が適切と考える価格及び方式で明細書、図面等の書類の謄本の公開及び販売を確保し管理する規則。
 - (e) 特許意匠商標庁における明細書及びその他書類の索引及び要約の作成、印刷、発行及び販売を確保し管理する規則。また、索引及び要約等の書類の閲覧に備える規則。
 - (ee) 本法に基づき賦課できる手数料を支払う方法に係る規則。
 - (eee) 第 21A 条が適用される特許について秘密保持を確保する規則。
 - (f) 特許意匠商標庁の業務、登録官による手続きの処理、及び本法により登録官又は政府の指示又は管理下に定められた事柄を一般的に管理する規則。
 - (g) 一般的に本法の規定を実施する目的による規則。
- (2) 本条に基づく規則を制定する権限は先の公告の後に制定された規則に従うものとする。

(2A) 本条第(2)項のいかなる規定も、本条第(1)項(eee)に定める目的上制定される規則について適用されず、当該規則のいずれも本法のいかなる規定をもその目的上必要な限りにおいて修正する。

(3) 本条に基づいて制定されるすべての規則は官報に公告され、かかる公告がなされ次第、本法中に規定されたと同一の効力を有する。

違法行為

第 78 条 特許意匠商標庁という語の不法な使用

何人も、自己の事業所に、自己が発行する書類に又はその他の方法で、特許意匠商標庁の語、又は自己の事業所が公式に特許意匠商標庁と関連を有する、又は特許意匠商標庁であると示唆する語を使用した場合、200 タカ以下の科料をもって罰せられ、違法行為が継続する場合、有罪判決を受けた後に当該違法行為が続けられる 1 日毎に 20 タカの追加科料をもって罰せられる。

連合王国及び英連邦内の他の領域との相互協定

第 78A 条 連合王国及び英連邦内の他の領域との相互協定

(1) 国王陛下は、1938 年 7 月 28 日に発布された命令により、英領インドは 1907 年から 1938 年の特許意匠法第 91A 条の意義の範囲内において一締約国であることを宣言しているところ、英国において発明又は意匠の保護を出願した者又はその法定代理人若しくは譲受人は、単独であると他の者との共同であるとを問わず、当該発明について本法によりその者に付与される特許又は本法に基づく当該意匠の登録は、他の出願人に優先するものであり、連合王国内で出願された日と同じ日付を有すると主張する権利を有する。ただし、次の事項を条件とする。

(a) 出願が連合王国内における保護の出願から特許の場合は 12 月以内、意匠の場合は 6 月以内に行われ、かつ、

(b) 本条のいかなる規定も、特許権者又は意匠の専有権者に対し、特許の場合はバングラデシュ国内でその者の出願が実際に受理された日以前に、意匠の場合はバングラデシュ国内で実際に登録された日以前に発生した侵害に対して損害賠償を請求する権利を付与していないこと。

(2) 発明に付与される特許又は意匠の登録は、バングラデシュ国内における出願を行うものとして本条に定める期限内の、次に掲げる事由によって失効しないものとする。

(a) 特許の場合、当該発明の詳細の公開又は当該発明の使用のみを理由として、又は

(b) 意匠の場合、当該意匠の展示若しくは使用又は当該意匠の詳細の公開又は表示のみを理由として。

(3) 本条に基づく特許の付与又は意匠の登録の出願は、本法に基づく通常の出願と同じ方式で行われなければならない。ただし、特許の場合は次を条件とする。

(a) 当該出願には完全な明細書を添付し、かつ

(b) 連合王国における保護を求めて出願した日から 18 月以内に当該出願が受理されない場合、その明細書は併せて提出された図面(もしあれば)と共に、その期間が満了した

時点において公衆の閲覧に供せられる。

(4) 英連邦内における他の領域の立法府が、バングラデシュ国内で特許される発明又は登録される意匠の保護について十分な規定を制定したと政府が判断する場合、政府は官報に公告する方法により、本条の規定は、かかる公告において定める変更又は追加(もしあれば)を付したうえで、英連邦内のその領域で特許される発明又は登録される意匠の保護に適用される旨を命ずることができる。

除外及び廃止

第 79 条 権利の除外

本法のいかなる規定も、特許状の付与又はその付与の留保に係る政府の権利を剥奪し、制限し若しくは害するものではない。

第 80 条 [廃止]

[1927 年廃止法(1927 年法律第 12 号)の第 2 条及び附則により廃止]

第 81 条 [廃止]

[1920 年改廃法(1920 年法律第 31 号)の第 3 条及び附則 II により廃止]